

浜 松 市 の 情 報 公 開

令和 5 年度 情報公開制度運用状況報告書

令和 6 年 7 月

浜 松 市 総 務 部 文 書 行 政 課

目 次

第1	情報公開制度のあらまし	1
1	制度の目的	1
2	制度の体系	1
第2	浜松市情報公開条例の概要	2
1	目的	2
2	実施機関	2
3	請求権者	2
4	公開対象文書	2
5	実施機関及び利用者の責務	3
6	請求及び決定	3
7	公文書の公開義務	3
8	部分公開	4
9	審査請求	4
10	他の制度との調整	4
11	任意的公開及び情報提供	4
12	費用負担	4
第3	個人情報の保護に関する法律の概要	5
1	個人情報	5
2	市の機関	5
3	議会の個人情報保護制度	5
4	個人情報ファイルの保有	5
5	個人情報ファイル簿の作成及び閲覧	5
6	個人情報の取扱いに係る規定	6
7	開示の請求及び決定	6
8	保有個人情報の開示義務	7
9	部分開示	7
10	費用負担	7
11	訂正請求及び決定	7
12	利用停止請求及び決定	8
13	審査請求	8
14	罰則	8
15	浜松市個人情報保護条例	8
第4	情報公開制度の運用状況	9
1	制度の利用状況	9
2	請求と決定の状況	11

(1) 情報公開条例に基づくもの	1 1
(2) 個人情報保護法に基づくもの（開示請求）	1 3
(3) 個人情報保護法に基づくもの（訂正請求）	1 5
(4) 令和 5 年度実施機関別情報公開の状況	1 6
(5) 令和 5 年度市長事務部局別情報公開の状況	1 7
(6) 令和 5 年度市の機関別保有個人情報開示・訂正の状況	1 8
(7) 令和 5 年度市長事務部局別保有個人情報開示・訂正の状況	1 9
3 情報提供	2 0
第 5 浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会の運営状況	2 1
1 不服申立ての状況	2 1
2 不服審査部会の開催等の状況	2 2
第 6 答申の概要	2 3
諮問第 2 7 0 号	2 3
諮問第 2 7 1 号	2 6
諮問第 2 6 7 号	2 8
諮問第 2 7 3 号	3 0
諮問第 2 7 5 号	3 3

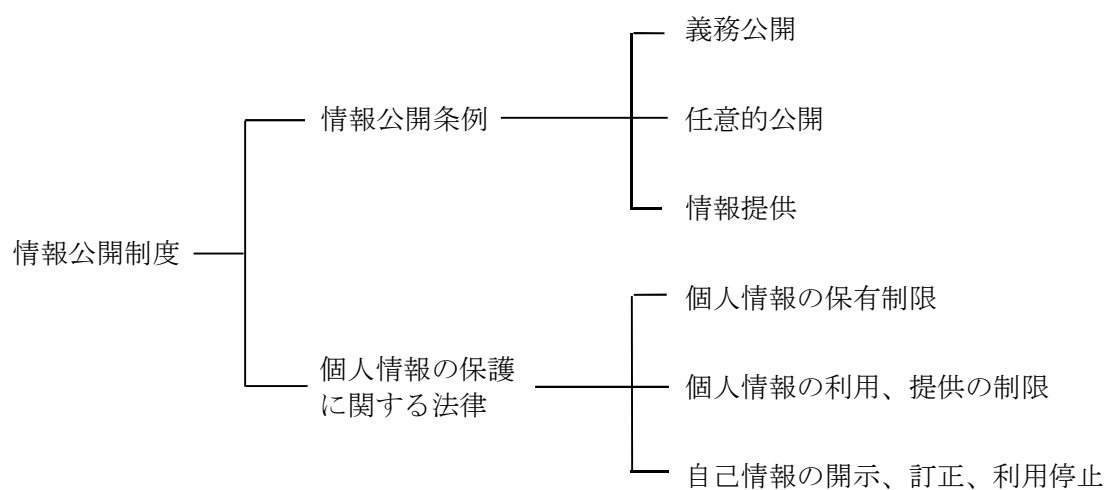
第1 情報公開制度のあらまし

1 制度の目的

- (1) 浜松市情報公開条例では、市が保有する公文書の公開を求める市民の権利を具体的権利として保障することによって、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、市政の透明性の向上と市民参加の充実に図り、もって民主的で開かれた市政の運営を促進することを目的としています。
- (2) 個人情報の保護に関する法律では、行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、個人情報の取り扱う行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

2 制度の体系

情報公開制度の体系を図示すると、概ね次のとおりです。



第2 浜松市情報公開条例の概要

1 目的

市民の「知る権利」と市の「説明する責務」を明記しています。

2 実施機関

公文書の公開を実施する市の機関は、次のとおりです。

- (1) 議会
- (2) 市長
- (3) 教育委員会
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 人事委員会
- (6) 監査委員
- (7) 農業委員会
- (8) 固定資産評価審査委員会
- (9) 水道事業及び下水道事業管理者
- (10) 消防長

3 請求権者

何人も（市民に限らずだれでも）公文書の公開を請求できます。ただし、公開請求者は公文書の公開を請求する権利を濫用してはならず、権利の濫用に当たる請求があった場合、実施機関は当該請求を拒否することができます。

4 公開対象文書

この制度の対象となり、公開を請求することができる公文書は、次のものです。

- (1) 平成13年4月1日以後に、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの
- (2) 平成9年4月1日以後に、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁、供覧又はこれらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの
- (3) 平成9年3月31日以前に、事案処理手続が終了した公文書であって、保存期間が永年と定められている公文書のうち、マイクロフィルムに撮影された公文書その他の目録が整備されているもの
- (4) 編入に伴う経過措置として、次に掲げる実施機関の職員がそれぞれの定める日以前に作成し、又は取得した公文書については、第5条から第16条及び第19条から第21条までの規定は適用しないこととなります。

ア 編入前の浜北市の実施機関 平成8年3月31日

- イ 編入前の天竜市の実施機関 平成13年3月31日
- ウ 編入前の雄踏町の実施機関 平成11年3月31日
- エ 編入前の細江町の実施機関 平成13年3月31日
- オ 編入前の引佐町の実施機関 平成14年6月30日
- カ 編入前の三ケ日町の実施機関 平成14年3月31日
- キ 編入前の春野町の実施機関 平成13年3月31日
- ク 編入前の佐久間町の実施機関 平成14年3月31日
- ケ 編入前の水窪町の実施機関 平成15年8月31日
- コ 編入前の龍山村の実施機関 平成17年3月31日
- サ 解散前の引佐郡広域施設組合の実施機関 平成14年3月31日
- シ 解散前の湖東環境衛生施設組合、北遠地区広域市町村圏事務組合及び天竜消防組合の実施機関 平成17年6月30日
- ス 編入前の舞阪町の実施機関の職員が作成又は取得した公文書であって、平成10年3月31日以前に事案処理手続（決裁、供覧又はこれらに準じる手続をいう。）が終了したもの（保存期間が永年と定められている公文書のうち、マイクロフィルムに撮影されたものその他の目録が整備されているものを除く。）

5 実施機関及び利用者の責務

実施機関に対し、市民の公文書公開請求権の尊重と個人情報への最大限の配慮を義務付けているとともに、利用者に対しては、公開請求権の正当な行使と情報の適正使用を義務付けています。

6 請求及び決定

公文書の公開の請求は、所定の様式による請求書に必要事項を記入し、本制度の総合窓口としての市政情報室（総務部文書行政課内）、各区役所区振興課、各行政センター又は各支所に提出する方法によります。

実施機関は、請求書を受理した日から15日以内に公開をするかどうかの決定をしなければならないこととなっており、決定をしたときは、速やかに文書で通知することとなっています。ただし、直ちに公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、口頭で決定を行うことができることとなっています。

7 公文書の公開義務

実施機関は、次のいずれかの情報が記録されている場合を除き、公文書を公開する義務を負っています。

(1) 法令秘情報

法令などで公開できないとされている情報

(2) 個人情報

特定の個人を識別することができる情報

(3) 法人等情報

法人などに関する情報で、公開することにより、その法人などの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

(4) 公共の安全に関する情報

公開することにより、人の生命、身体、財産などの保護や犯罪の予防など公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(5) 審議、検討等に関する情報

市の機関、国の機関などの内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公開することで率直な意見の交換や、意思決定の中立性に支障が生ずるおそれのあるもの

(6) 事務又は事業に関する情報

市などの事務事業に関する情報で、公開することにより、その事務事業などの適正な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

8 部分公開

公開請求のあった公文書の一部に非公開情報が記録されている場合で、その部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されているときは、当該非公開部分を除いて公開します。

9 費用負担

公文書の公開に係る手数料は無料です。個人情報の開示に係る書面の写しの交付を受ける場合は、実費（例えば、A3判以下単色刷り1枚につき10円）を負担していただきます。

10 審査請求

情報の非公開又は部分公開の決定がなされたときなど、その決定に不服がある場合は、審査庁に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

審査請求を受けた審査庁は、浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

11 他の制度との調整

法令等の規定により、公文書を閲覧・縦覧し、又は公文書の写しを求めることができる場合や、市立図書館等の市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、この条例の規定は適用されません。

12 任意的公開及び情報提供

請求の対象とならない公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとしています。また、市政に関する必要な情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとしています。

第3 個人情報の保護に関する法律の概要

1 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるものをいいます。

また、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）で定める個人番号（マイナンバー）をその内容に含むものを、特定個人情報といいます。

2 市の機関

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の適用を受ける市の機関は、議会を除く全ての市の機関です。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 人事委員会
- (5) 監査委員
- (6) 農業委員会
- (7) 固定資産評価審査委員会
- (8) 水道事業及び下水道事業管理者
- (9) 消防長

3 議会の個人情報保護制度

個人情報保護法では、議会を適用範囲に加えていませんが、浜松市では「浜松市議会の個人情報の保護に関する条例」を別に制定し、個人情報保護に取り組んでいます。

4 個人情報ファイルの保有

個人情報ファイルとは、保有個人情報の集合体であつて以下に該当するものをいいます。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように構成したもの（いわゆるシステム）。
- (2) (1)のほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（紙の簿冊等）。

5 個人情報ファイル簿の作成及び閲覧

浜松市が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供しています。

6 個人情報の取扱いに係る規定

(1) 保有・取得

個人情報を保有・取得するうえでは、以下のようなルールが規定されています。

- ア 法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- イ 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- ウ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- エ 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的を明示する。
- オ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- カ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがある方法により利用しない。
- キ 苦情等に適切・迅速に対応する。

(2) 保管・管理

取得した個人情報を保管・管理するうえでは、以下のようなルールが規定されています。

- ア 過去又は現在の事実と合致するように努める。
- イ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- ウ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- エ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人へ通知を行う。

(3) 利用・提供

下記に掲げる例外を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされています。

- ア 法令に基づくとき。
- イ 本人の同意がある場合、又は本人に提供するとき。
- ウ 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、利用することについて相当の理由があるとき。
- エ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は独立地方行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- オ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

7 開示の請求及び決定

だれでも、市の機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、本人の委任による代理人は、本人に代わって保有個人情報の開示を請求することができます。

請求手続の窓口は、公文書の公開の請求と同様に市政情報室（総務部文書行政課内）、

各区役所区振興課、各行政センター又は各支所です。

提出方法は、窓口、郵送、オンラインにより行うことが可能です。ただし、本人確認書類の提示が必要です。

法定代理人が請求する場合、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び法定代理人本人の本人確認書類が、任意代理人が請求する場合、当該請求に係る保有個人情報の本人の委任状及び任意代理人本人の本人確認書類が必要です。

市の機関は、開示請求を受理した日から起算して15日以内に、請求に係る個人情報について開示する旨の決定又は開示をしない旨の決定をしなければならないこととなっています。

8 保有個人情報の開示義務

市の機関は、次のいずれかの情報が記録されている場合を除き、保有個人情報を開示する義務を負っています。

- (1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの
- (3) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等の権利、利益を害するおそれがあるもの又は開示しないとの条件で任意に提供されたもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、市の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 市の機関、国などの内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (6) 市の機関、国などが行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

9 部分開示

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて開示します。

10 費用負担

個人情報の開示に係る手数料は無料です。個人情報の開示に係る書面の写しの交付を受ける場合は、実費（例えば、A3判以下単色刷り1枚につき10円）を負担していただきます。

11 訂正請求及び決定

開示請求に基づき開示を受けた者は、自己を本人とする保有個人情報について事実の

記載に誤り、不正確な点があるときは、市の機関に対し、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に開示に係る個人情報の訂正、追加又は削除を請求することができます。

市の機関は、訂正請求があった日から 30 日以内に訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をしなければならないこととなっています。

12 利用停止請求及び決定

開示請求に基づき開示を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、開示を受けた日から 90 日以内に自己を本人とする保有個人情報の利用停止又は消去、提供の停止を請求することができます。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しているとき。
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により取得されているとき。
- (4) 利用目的以外の目的に利用又は提供されているとき（法で定める場合を除く。）。
- (5) 本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されているとき（法で定める場合を除く。）。

市の機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求があった日から 30 日以内に利用停止する旨の決定又は利用停止をしない旨の決定をしなければならないこととなっています。

13 審査請求

保有個人情報の開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求に対して全部又は一部不開示等の決定がなされたときなど、開示請求等に対する決定（処分）について不服があるときは、審査庁に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

審査請求を受けた審査庁は、浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

14 罰則

市の機関の職員又は職員であった者、あるいは市の機関から委託を受けた個人情報を取扱う業務に従事している者又は従事していた者が不正に個人情報を提供したなどの行為に対して、最高で 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

15 浜松市個人情報保護条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の規定により、個人情報保護法が改正され、地方公共団体に係る部分については、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。これに伴い、浜松市個人情報保護条例は、令和 5 年 3 月 31 日に廃止しました。

第4 情報公開制度の運用状況

1 制度の利用状況

(単位：件)

年度	利用件数	内 訳				
		情報公開		個人情報		その他
		公開請求	任意公開	開示請求	訂正請求	
平成9年度	76	19	28	1	0	28
平成10年度	92	43	31	1	0	17
平成11年度	101	44	23	4	0	30
平成12年度	121	88	18	3	0	12
平成13年度	198	169	29	0	0	0
平成14年度	193	161	14	18	0	0
平成15年度	176	157	15	4	0	0
平成16年度	245	210	24	11	0	0
平成17年度	295	273	13	9	0	0
平成18年度	365	327	30	8	0	0
平成19年度	632	570	53	9	0	0
平成20年度	940	868	48	24	0	0
平成21年度	1,834	1,804	10	20	0	0
平成22年度	2,805	2,752	13	40	0	0
平成23年度	2,553	2,497	26	30	0	0

(単位：件)

年度	利用件数	内 訳				
		情報公開		個人情報		その他
		公開請求	任意公開	開示請求	訂正請求	
平成24年度	2,738	2,624	30	84	0	0
平成25年度	2,456	2,339	14	103	0	0
平成26年度	2,606	2,287	8	311	0	0
平成27年度	2,391	2,213	13	162	3	0
平成28年度	2,236	2,088	20	127	1	0
平成29年度	2,906	2,578	169	159	0	0
平成30年度	3,193	2,768	249	176	0	0
令和元年度	2,655	2,373	80	202	0	0
令和2年度	2,583	2,394	31	158	0	0
令和3年度	2,430	2,220	23	187	0	0
令和4年度	1,781	1,530	25	224	2	0
令和5年度	1,573	1,362	18	193	0	0

2 請求と決定の状況

(1) 情報公開条例に基づくもの

上段：公開請求（件）／下段：任意的申出（件）

年度	請求件数	処 分 状 況					公開率
		公開	部分公開	非公開	却下	取下げ等	
平成9年度	19	9	8	1	1 (1)	0	94.4%
	28	10	16	1	1 (1)	0	96.3%
平成10年度	43	24	18	1	0	0	97.7%
	31	13	16	2	0	0	93.5%
平成11年度	44	28	11	2	3 (3)	0	95.1%
	23	9	8	1	5 (5)	0	94.4%
平成12年度	88	49	34	1	4 (4)	0	98.8%
	18	12	3	1	2 (1)	0	93.8%
平成13年度	169	115	41	12 (8)	0	1	92.9%
	29	19	4	5 (5)	0	1	82.1%
平成14年度	161	100	49	10 (10)	0	2	93.7%
	14	8	3	3 (3)	0	0	78.6%
平成15年度	157	81	68	4 (2)	0	4	97.4%
	15	11	4	0	0	0	100.0%
平成16年度	210	106	82	19 (17)	0	3	90.8%
	24	10	6	6 (6)	0	2	72.7%
平成17年度	273	189	56	23 (22)	0	5	91.4%
	13	8	3	2 (2)	0	0	84.6%
平成18年度	327	200	78	47 (46)	0	2	85.5%
	30	7	14	8 (8)	0	1	72.4%
平成19年度	570	370	104	66 (62)	0	30	87.8%
	53	4	13	25 (24)	0	11	40.5%
平成20年度	868	577	167	72 (68)	0	52	91.2%
	48	1	6	41 (38)	0	0	14.6%
平成21年度	1,804	1,557	163	67 (50)	6	11	96.3%
	10	5	3	2 (2)	0	0	80.0%
平成22年度	2,752	2,379	194	70 (64)	26	83	97.4%
	13	3	6	2 (2)	0	2	81.8%
平成23年度	2,497	1,327	1,021	66 (55)	13	70	97.3%
	26	5	7	12 (12)	1	1	50.0%

上段：公開請求（件）／下段：任意的申出（件）

年度	請求件数	処 分 状 況					公開率
		公開	部分公開	非公開	却下	取下げ等	
平成24年度	2,624	1,467	1,061	36 (25)	5	55	98.6%
	30	1	16	13 (13)	0	0	56.7%
平成25年度	2,339	1,416	814	58 (51)	3	48	97.5%
	14	3	7	4 (3)	0	0	71.4%
平成26年度	2,287	1,320	835	75 (54)	2	55	96.6%
	8	4	2	2 (1)	0	0	75.0%
平成27年度	2,213	1,288	828	47 (42)	3	47	97.8%
	13	9	1	3 (3)	0	0	76.9%
平成28年度	2,088	1,255	709	45 (17)	0	79	97.8%
	20	12	5	2 (1)	0	1	89.5%
平成29年度	2,578	1,397	895	85 (65)	136	65	96.4%
	169	9	28	132 (132)	0	0	21.9%
平成30年度	2,768	1,296	1,104	200 (192)	105	63	92.3%
	249	11	66	160 (160)	0	12	32.5%
令和元年度	2,373	1,323	773	208 (75)	0	69	91.0%
	80	3	11	[122] 65 (35)	0	1	17.7%
令和2年度	2,394	1,520	758	37 (25)	0	79	98.4%
	31	19	6	[6] 6 (6)	0	0	80.6%
令和3年度	2,220	1,321	779	51 (40)	0	69	97.6%
	23	9	8	[8] 4 (4)	0	2	81.0%
令和4年度	1,530	750	645	66 (51)	0	69	95.5%
	25	13	4	[6] 5 (5)	0	3	77.3%
令和5年度	1,362	672	527	63 (56)	2	98	95.0%
	18	7	6	[0] 5 (4)	0	0	72.2%

※ 公開率＝（公開＋部分公開）÷（公開＋部分公開＋非公開）

※ 非公開及び却下の欄の括弧書き（）は、文書不存在としたものの件数を再掲。

※ 文書不存在は、平成12年度以前は却下として処分、平成13年度以降は非公開として処分した。

※ 非公開の欄の角括弧書き〔〕は、権利濫用拒否としたものの件数を再掲。

※ 権利濫用拒否は、平成30年度から運用。

(2) 個人情報保護法に基づくもの（開示請求）

(単位：件)

年度	開示請求 件数	処 分 状 況					開示率
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ等	
平成9年度	1	1	0	0	0	0	100.0%
平成10年度	1	1	0	0	0	0	100.0%
平成11年度	4	4	0	0	0	0	100.0%
平成12年度	3	2	0	0	0	1	100.0%
平成13年度	0	0	0	0	0	0	—
平成14年度	18	18	0	0	0	0	100.0%
平成15年度	4	4	0	0	0	0	100.0%
平成16年度	11	8	1	2 (1)	0	0	81.8%
平成17年度	9	7	0	2 (2)	0	0	77.8%
平成18年度	8	6	2	0	0	0	100.0%
平成19年度	9	7	2	0	0	0	100.0%
平成20年度	24	8	16	0	0	0	100.0%
平成21年度	20	15	4	1 (1)	0	0	95.0%
平成22年度	40	19	15	0	0	6	100.0%
平成23年度	30	15	11	4 (4)	0	0	86.7%

(単位：件)

年度	開示請求 件数	処 分 状 況					開示率
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ等	
平成24年度	84	29	51	3 (3)	1	0	96.4%
平成25年度	103	33	52	17 (15)	0	1	83.3%
平成26年度	311	89	96	123 (88)	0	3	60.1%
平成27年度	162	55	75	30 (30)	0	2	81.3%
平成28年度	127	57	57	9 (7)	0	4	92.7%
平成29年度	159	89	63	6 (6)	0	1	96.2%
平成30年度	176	69	66	39 (38) [0]	0	2	77.6%
令和元年度	202	81	108	10 (8) [0]	0	3	95.0%
令和2年度	158	46	97	11 (9) [0]	0	4	92.9%
令和3年度	187	52	114	15 (15) [0]	0	6	91.7%
令和4年度	224	57	117	46 (44) [0]	0	4	79.1%
令和5年度	193	47	101	42 (40) [0]	0	3	77.9%

※ 開示率＝（開示+部分開示）÷（開示+部分開示+不開示）

※ 不開示の欄の括弧書き（）は、文書不存在としたものの件数を再掲。

※ 不開示の欄の角括弧書き〔〕は、権利濫用拒否としたものの件数を再掲。

※ 権利濫用拒否は、平成30年度から運用。

(3) 個人情報保護法に基づくもの（訂正請求）

(単位：件)

年度	訂正請求 件数	処 分 状 況					訂正率
		全部訂正	部分訂正	訂正なし	却下	取下げ等	
平成27年度	3	0	3	0	0	0	100.0%
平成28年度	1	0	0	1	0	0	0.0%
平成29年度	0	0	0	0	0	0	－
平成30年度	0	0	0	0	0	0	－
令和元年度	0	0	0	0	0	0	－
令和2年度	0	0	0	0	0	0	－
令和3年度	0	0	0	0	0	0	－
令和4年度	2	0	1	1	0	0	50.0%
令和5年度	0	0	0	0	0	0	－

※ 平成26年度以前は、実績なし

※ 訂正率＝（全部訂正+部分訂正）÷（全部訂正+部分訂正+訂正なし）

(4) 令和5年度実施機関別情報公開の状況

(単位：件)

区分 実施機関名	公文書の公開請求						任意的公開の申出						合 計
	請 求 件 数	処分状況					申 出 件 数	処分状況					
		公 開	部 分 公 開	非 公 開	却 下	請 求 取 下 げ 等		公 開	部 分 公 開	非 公 開	却 下	請 求 取 下 げ 等	
議 会	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
市 長	1,031	536	370	51	1	73	15	5	6	4	0	0	1,046
教 育 委 員 会	69	30	24	5	1	9	3	2	0	1	0	0	72
選 挙 管 理 委 員 会	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
人 事 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
監 査 委 員	4	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
農 業 委 員 会	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 道 事 業 及 び 下 水 道 事 業 管 理 者	217	83	116	4	0	14	0	0	0	0	0	0	217
消 防 長	30	19	8	2	0	1	0	0	0	0	0	0	30
合 計	1,362	672	527	63	2	98	18	7	6	5	0	0	1,380

(5) 令和5年度市長事務部局別情報公開の状況

(単位：件)

区 分 部等	公文書の公開請求						任意的公開の申出						合 計
	請 求 件 数	処分状況					申 出 件 数	処分状況					
		公 開	部 分 公 開	非 公 開	却 下	請 求 取 下 げ 等		公 開	部 分 公 開	非 公 開	却 下	請 求 取 下 げ 等	
危 機 管 理 監	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
企 画 調 整 部	13	0	9	0	0	4	0	0	0	0	0	0	13
デジタル・スマートシ ティ推進部	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
総 務 部	12	4	2	4	1	1	0	0	0	0	0	0	12
財 務 部	81	56	9	2	0	14	3	1	1	1	0	0	84
市 民 部	39	11	18	5	0	5	0	0	0	0	0	0	39
健 康 福 祉 部	149	114	28	3	0	4	0	0	0	0	0	0	149
こ ども 家 庭 部	19	5	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19
環 境 部	64	24	27	7	0	6	0	0	0	0	0	0	64
産 業 部	82	31	33	11	0	7	0	0	0	0	0	0	82
都 市 整 備 部	159	72	62	12	0	13	11	4	5	2	0	0	170
土 木 部	298	179	106	1	0	12	1	0	0	1	0	0	299
区再編推進事業本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カーボンニュートラル 推進事業本部	19	3	7	5	0	4	0	0	0	0	0	0	19
ウェルネス推進事業本 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 管 理 者	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中 央 区	61	30	29	0	0	2	0	0	0	0	0	0	61
浜 名 区	16	4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
天 竜 区	13	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
合 計	1,031	536	370	51	1	73	15	5	6	4	0	0	1,046

※部等の名称は、行政区再編後のもの。

※東区、西区、南区の請求については、中央区、北区の請求については、浜名区に算入。

(6) 令和5年度市の機関別保有個人情報開示・訂正の状況

(単位：件)

区分 実施機関名	保有個人情報開示請求						保有個人情報訂正請求						合計
	請求 件 数	処分状況					請求 件 数	処分状況					
		全 部 開 示	部 分 開 示	不 開 示	却 下	請求 取 下 げ 等		全 部 訂 正	部 分 訂 正	訂 正 な し	却 下	請求 取 下 げ 等	
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 長	120	43	32	42	0	3	0	0	0	0	0	0	120
教 育 委 員 会	69	1	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 道 事 業 及 び 下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合 計	193	47	101	42	0	3	0	0	0	0	0	0	193

(7) 令和5年度市長事務部局別保有個人情報開示・訂正の状況

(単位：件)

区分 <

※部等の名称は、行政区再編後のもの。

※東区、西区、南区の請求については、中央区、北区の請求については、浜名区に算入。

3 情報提供

市では、多くの方々に市政を理解していただくため、行政資料を作成しています。
この行政資料については、常時、情報公開の窓口である市政情報室(総務部文書行政課内)や市政情報コーナー(区役所区振興課等)において閲覧や写しの交付を受けることができます。

主な行政資料

【総覧】

天竜川・浜名湖地域合併協議会

【計画】

浜松市総合計画
浜松市次世代育成支援(後期)行動計画
第2次浜松市環境基本計画改定版
浜松市都市計画マスタープラン
浜松市食品衛生監視指導計画
浜松市住生活基本計画
浜松市子ども・若者支援プラン
浜松市水道事業ビジョン
浜松市総合交通計画
第11次浜松市交通安全計画
浜松市自転車走行空間等整備計画
第3次浜松市教育総合計画

【予算】

予算書
予算に関する説明書
決算書
決算に関する説明書

【法令】

浜松市例規集

【統計】

浜松市統計書
国勢調査報告
大都市比較統計年表
浜松市の人口

【広報・案内】

広報はままつ
市議会だより
報道発表資料
浜松市博物館情報
みんなでまちづくりトーク会議録
市勢要覧
浜松市史
浜松市病院、診療所名簿

【部別事業概要・年報等】

浜松市の市税のすがた
浜松市の財政のすがた
浜松市保健環境研究所年報
清掃事業概要
大規模小売店舗立地法届出書類
土地利用計画図
交通量調査報告書
浜松市中心市街地歩行量調査
入札参加資格者関係資料
浜松市議会議案
浜松市議会会議録
消防局救急・救助統計
選挙結果調
監査結果報告書

第5 浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会の運営状況

1 不服申立ての状況

(単位：件)

年度	異議申立て・審査請求		処理状況						
	前年度からの繰越件数	当年度中の不服申立て件数	決定 裁決	決定・裁決の内訳				取下げ	繰越件数
				却下	棄却	一部 認容	認容		
平成9～11年度	0	3	2	0	0	2	0	1	0
平成12年度	0	2	1	0	1	0	0	0	1
平成13年度	1	4	2	0	2	0	0	0	3
平成14年度	3	0	3	0	2	1	0	0	0
平成15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年度	0	2	1	0	1	0	0	0	1
平成17年度	1	11	1	0	1	0	0	0	11
平成18年度	11	4	7	0	6	1	0	0	8
平成19年度	8	7	14	0	12	2	0	1	0
平成20年度	0	5	5	0	4	1	0	0	0
平成21年度	0	5	3	0	3	0	0	0	2
平成22年度	2	0	2	0	1	0	1	0	0
平成23年度	0	7	5	2	1	1	1	1	1
平成24年度	1	6	4	0	4	0	0	2	1
平成25年度	1	5	3	0	3	0	0	1	2
平成26年度	2	4	4	0	4	0	0	0	2
平成27年度	2	9	5	0	4	1	0	0	6
平成28年度	6	25	15	0	11	0	4	3	13
平成29年度	13	64	18	7	11	0	0	4	55
平成30年度	55	190	58	20	36	2	0	0	187
令和元年度	187	49	18	14	4	0	0	0	218
令和2年度	218	27	4	2	0	2	0	0	241
令和3年度	241	1	3	0	3	0	0	0	239
令和4年度	239	19	5	0	5	0	0	1	252
令和5年度	252	10	7	3	2	1	1	2	253
合 計		459	190	48	121	14	7	16	

※ 繰越件数＝(諮問されていないもの＋部会審議中のもの＋未決定・未裁決のもの)

※ 認容には、浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会の諮問を経ずに全部認容したものを含む。

2 不服審査部会の開催等の状況

(単位：件)

年度	審査部会 開催回数 (回)	情報公開条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問等の状況							
		諮問		処理状況					
		前年度か らの繰越 件数	当年度中 の諮問件 数	答申	答申の内訳			諮問の 取下げ	審議中
					原処分 妥当	一部 取消し	取消し		
平成9～11年度	9	0	3	2	0	2	0	1	0
平成12年度	10	0	2	1	1	0	0	0	1
平成13年度	9	1	4	2	2	0	0	0	3
平成14年度	6	3	0	3	2	1	0	0	0
平成15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年度	5	0	2	1	1	0	0	0	1
平成17年度	9	1	11	1	1	0	0	0	11
平成18年度	8	11	4	7	6	1	0	0	8
平成19年度	10	8	7	14	12	2	0	1	0
平成20年度	5	0	5	5	4	1	0	0	0
平成21年度	5	0	5	3	3	0	0	0	2
平成22年度	4	2	0	2	1	0	1	0	0
平成23年度	3	0	4	2	1	1	0	1	1
平成24年度	5	1	5	4	4	0	0	1	1
平成25年度	6	1	5	3	3	0	0	1	2
平成26年度	4	2	3	5	5	0	0	0	0
平成27年度	6	0	9	5	4	1	0	0	4
平成28年度	9	4	23	14	12	0	2	3	10
平成29年度	7	10	27	21	21	0	0	1	15
平成30年度	6	15	89	22	20	2	0	0	82
令和元年度	7	82	18	5	5	0	0	0	95
令和2年度	8	95	7	16	14	2	0	0	86
令和3年度	3	86	1	6	6	0	0	0	81
令和4年度	6	81	30	17	17	0	0	1	93
令和5年度	6	93	5	5	3	2	0	0	93
合 計	156		269	166	148	15	3	10	

第6 答申の概要

ここに掲載している内容は、答申の概要です。

答申の全文は、浜松市公式ホームページ（ホーム>市政>情報公開・個人情報>浜松市情報公開・個人情報保護委員会答申一覧）へ掲載しています。なお、文中の用語のうち、特に指定がないものは、以下のとおり略しています。

浜松市情報公開条例＝公開条例、浜松市個人情報保護条例＝保護条例、個人情報の保護に関する法律＝法

諮問番号	諮問第270号
件名	「2021年10月に浜松市児童相談所で私と職員が行った面談の内容の記録」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	2021年10月に浜松市児童相談所で審査請求人と職員が行った面談の内容の記録
不開示理由	保護条例第20条第1号（法令秘情報） 保護条例第20条第2号（個人の評価、判定等の情報） 保護条例第20条第4号（開示請求者以外の個人に関する情報）
実施機関	浜松市長（児童相談所）
諮問期日	令和4年10月20日
答申期日	令和5年8月8日
主な論点	特定した保有個人情報の妥当性について 不開示とした部分の妥当性について
1 委員会の結論 浜松市長が、「2021年10月に浜松市児童相談所で私と職員が行った面談の内容の記録」を部分開示とした決定のうち、一部については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。 2 委員会の判断 実施機関は、不開示の理由を①法令等の規定により開示することができないと認められる情報（保護条例第20条第1号）②個人の評価、判定、診断等に関する情報（保護条例第20条第2号）③開示請求者以外の個人に関する情報（保護条例第20条第4号）のいずれかに該当すると主張していることからそれぞれ検討した。 (1) 保護条例第20条第1号について 実施機関は、弁明書で児童福祉法（昭和22年法律第164号）による守秘義務が課されていることをあげているが、具体的な規定等を示していないため、法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報にあたるかどうかは判断できない。ただし、児童相談所は、児童福祉法第12条第3項で「児童及びその家庭につき、必要な調査」を行うことが規定され、請求対象保有個人情報には、児童相談所職員が職権により他の機関の職員から聞き取った情報が記録されており、不開示となっている。当該不開示部	

分について、職権による調査の内容が開示されることになれば、他の機関からの聞き取りなど正確な調査に支障を及ぼすおそれがあるので、保護条例第20条第8号の不開示情報に該当する。

(2) 保護条例第20条第2号について

請求対象保有個人情報には、開示請求者との面談に対応した児童相談所の職員の開示請求者についての所感が記録されている。この所感は、開示請求者についての評価、診断等に関する情報であり、児童相談所の相談業務においてこの情報が開示されるとすれば、的確な相談業務が行えなくなることから、保護条例第20条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 保護条例第20条第4号について

請求対象保有個人情報には、開示請求者以外の個人情報も記録されている。

これらの情報は、その情報に含まれる氏名等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、保護条例第20条第4号の不開示情報に該当する。

(4) その他の部分について

当委員会が請求対象保有個人情報を確認したところ、いずれの不開示情報にも該当しない部分が、3箇所確認された。

当委員会が調査したところ、当該3箇所について、実施機関は「浜松市児童相談所で私と職員が行った面談の内容」ではないという理由で不開示としたとのことであった。

保護条例第20条は、「開示請求に係る保有個人情報に同条各号に該当する情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定していることから、仮に、開示請求者が求めている情報であったとしても請求対象保有個人情報に含まれる限り、不開示情報に該当しない箇所を不開示とすることは、妥当ではない。

委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月20日	諮問書を受理した。
12月1日	審査庁から弁明書を受理した。
令和5年1月12日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
2月6日	諮問の審査を行った。
7月5日	答申案の検討を行った。
8月3日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 教授

委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第 271 号
件 名	「2021 年 11 月 10 日に行われた援助方針会議の記録又は援助の内容がわかるもの」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	2021 年 11 月 10 日に行われた援助方針会議の記録又は援助の内容がわかるもの
不 開 示 理 由	保護条例第 20 条第 2 号（個人の評価、判定等の情報）
実 施 機 関	浜松市長（児童相談所）
諮 問 期 日	令和 4 年 11 月 2 日
答 申 期 日	令和 5 年 8 月 8 日
主 な 論 点	保護条例第 20 条第 2 号を理由に不開示としたことの妥当性について
1 委員会の結論 浜松市長が援助方針会議の記録を全部不開示とした処分は、適切な不開示事由が表記されておらず、瑕疵のある処分である。 一方で、処分を取り消したとしても、他の不開示事由により、全部不開示となることから、当該処分を取り消して、再度処分をやり直すまでの妥当性は見いだせない。 2 委員会の判断 請求対象の記録の中には、個人の評価等に関するものがあり、その内容は本人であっても開示することにより、中立な立場から公正な援助方針を判断するという児童相談所の職務執行に支障をきたすことが認められることから、保護条例第 20 条第 2 号の不開示情報に該当すると解される。 しかし、当該記録には、対象児童も含め、審査請求人以外の個人情報も記載されており、これらは開示請求者以外の個人情報であり、保護条例第 20 条第 4 号の不開示事由に該当するものであるが、実施機関は本件処分の理由として、当該理由を提示していない。 また、援助方針会議は前述の観点から、担当職員に専門家を加え、心理判断、行動診断を実施し、援助方針を作成するもので、その会議記録が開示されとなれば、関係機関からの情報提供を妨げ、中立な立場から公正な援助方針を作成するという児童相談所の職務執行に支障をきたすという実施機関の主張は妥当なものであると判断するが、当該記録についてこの理由を主張するとすれば、保護条例第 20 条第 2 号ではなく、保護条例第 20 条第 8 号の不開示事由に該当する理由を提示すべきであり、本件処分についての実施機関が提示した理由は失当である。 以上から、実施機関が個人の評価、判定等に関する情報以外の部分について、理由を付さずに、不開示としたことは、浜松市行政手続条例（平成 8 年浜松市条例第 69 号）第 13 条第 1 項で定める不利益処分の理由の提示がなされていない瑕疵のある処分である。 一方で、前述のとおり他の不開示情報に該当する以上、仮に、本件処分を取り消したとしても、他の不開示事由により、全部不開示となることから、当該処分を取りして、再度処分をやり直すまでの妥当性を見出せない。	

委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月2日	諮問書を受理した。
12月1日	審査庁から弁明書を受理した。
令和5年1月12日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
7月5日	諮問の審査を行った。
8月3日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第 267 号
件 名	「過去全ての栄養士・管理栄養士の免許申請に関する全ての書類」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	過去全ての栄養士・管理栄養士の免許申請に関する全ての書類
不開示理由	保存年限（3 年）の経過により廃棄済みとして不存在
実施機関	浜松市長（保健所浜北支所）
諮 問 期 日	令和 4 年 9 月 12 日
答 申 期 日	令和 5 年 11 月 22 日
主 な 論 点	特定した文書の妥当性について
1 委員会の結論 浜松市長が請求された保有個人情報について、保存年数の経過により保有しておらず、浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号。以下「公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものでないことを理由に、全部不開示とした判断は妥当である。 2 委員会の判断 (1) 実施機関が特定した保有個人情報の妥当性について 審査請求人は、「過去全ての栄養士・管理栄養士の免許申請に関する全ての書類」の開示を請求していることから、この保有個人情報がいかなるものかを検討した。 実施機関が弁明書で述べたとおり、一般的に免許申請に関する書類といえば、申請手続の際に提出された申請書及びその添付文書を指すものと解される。この点、実施機関の文書の特定に誤りは認められない。 一方で、審査請求人は、請求書の内容を整理データ化した情報が含まれておらず保有個人情報の特定に誤りがあると主張している。 請求書の内容を整理データ化した情報がいかなるものかについて、審査請求人の主張だけでは明確でなく、審査請求人の求める文書が判然としないが、審査請求人の主張が、栄養士関係の申請書等の受付記録等を指しているのであれば、実施機関の主張するとおり、請求書に「書類」と記載している以上、申請情報をデータ化したものが当該請求に含まれると実施機関が判断するのは困難である。 また、令和元年度に審査請求人が請求した保有個人情報開示請求の受付記録及び開示文書のデータを指しているのであれば、それは「栄養士の免許申請に関する全ての書類」と記載するのではなく、「令和元年度に提出した保有個人情報開示請求の記録」と記載すべきであって、本件請求書に記載された公文書の名称等から、実施機関が当該文書を特定するのは困難であるし、審査請求人が当該データの開示を求めるのであれば、上記のように当該データを特定して、再度開示請求をすれば足りることである。 (2) 不開示理由の妥当性について 当委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成 13 年浜松市規則第 49 号）第 31 条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、栄養士免許の申請書類については、保存年数を 3 年としている。	

審査請求書に添付された資料によれば、審査請求人は平成 28 年 3 月 1 日に申請したとあるから、当該申請書の保存期限は平成 30 年度末までであるのだから、保存年数が経過したため保有していないとして、全部不開示決定をした決定理由にも誤りは認められない。

よって、請求された保有個人情報について、保存年数の経過により保有しておらず、公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものでないことを理由に、全部不開示とした判断は妥当である。

委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 9 月 12 日	諮問書を受理した。
令和 5 年 1 月 5 日	審査庁から弁明書を受理した。
2 月 2 日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
10 月 10 日	諮問の審査を行った。
11 月 17 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第 273 号
件 名	「令和 4 年度 10 月 27 日付け実施 部活動に関する実態調査（教諭等）集計結果」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	令和 4 年度 10 月 27 日付け実施 部活動に関する実態調査（教諭等）集計結果
不 開 示 理 由	公開条例第 7 条第 2 号（個人に関する情報） 公開条例第 7 条第 5 号（審議、検討等に関する情報） 公開条例第 7 条第 6 号（事務又は事業に関する情報）
実 施 機 関	教育委員会（指導課）
諮 問 期 日	令和 5 年 6 月 6 日
答 申 期 日	令和 6 年 2 月 8 日
主 な 論 点	公開条例第 7 条第 5 号及び同条第 6 号を理由に部分公開としたことの妥当性について

1 委員会の結論

実施機関が、一部設問について、浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号。以下「公開条例」という。）第 7 条第 5 号又は第 6 号により、アンケートの全ての記載を非公開とした処分は妥当ではない。

一方で、当該アンケートが公開条例第 7 条第 6 号に規定する事務支障が生じないと判断されるには、匿名性について一定の配慮がされていることが望ましいから、学校や教員の特定につながる記載については、特定に至らないよう公開条例第 7 条第 6 号を適用し、一部非公開とすることを妨げるものではない。

2 委員会の判断

実施機関は、当該設問のアンケート結果は、公開条例第 7 条第 5 号又は同条第 6 号に該当すると主張していることから、それぞれ検討した。

(1) 公開条例第 7 条第 5 号について

公開条例第 7 条第 5 号は、市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議等で、意思形成過程にある未成熟・不確定の情報を公開することで外部に誤解や混乱が生じ、行政内部における自由かつ率直な検討を妨げるなどその意思形成に支障を生じる場合に非公開とすることを可能とする条文である。

浜松市の「情報公開の手引き」によれば具体的に、いくつかのケースが想定されており、今回、公開条例第 7 条第 5 号により非公開とできるのは、未成熟な情報であって、市民に誤解を与える若しくは混乱を招くおそれがある情報又は浜松市地域部活動検討委員会の委員が、自由な発言ができなくなるおそれがある情報がアンケートに含まれている場合であると解される。

本件請求にて非公開となった部分は、令和 4 年度部活動に関する実態調査（教諭等）のアンケート結果のうちの自由記述により回答された部分である。

アンケート結果は、原則として後に修正されることはないのであるから、およそ未成

熟な情報とはいえない。

また、実施機関は、反対派の委員に働きかけが起こる、率直な意見交換ができなくなると主張しているが、対象となっている公文書は議事録のような、委員の発言や立場を示すものではないのだから、当該文書が公開されたことにより、委員の率直な発言が阻害されるということに因果関係は見いだせず、非公開の理由としてはおよそ採用しがたい。

よって、公開条例第7条第5号に該当するとの実施機関の主張は妥当ではない。

(2) 公開条例第7条第6号について

実施機関は、アンケート結果が公開されることで、今後のアンケートへの協力が得られなくなること、休日の部活動の地域移行のみならず部活動全体の今後の在り方の協議に発展する可能性があり、本件調査実施の趣旨から外れてしまうこと、そして、部活動に関係する生徒、教員、保護者、外部指導者等の活動に不安を与えないためとの理由をあげ、第7条第6号に規定する「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当すると主張している。

しかし、今後のアンケートへの協力が得られなくなるとの理由については、アンケートが部活動という教員の公務に関するものであり、また、アンケート自体が公務として実施されているのであるから、ある程度公開されることは前提とされていると解すべきであるし、集計結果は無記名とされ、回答者にも一定の配慮がされていることを鑑みれば、今後のアンケートへの協力が得られなくなるということも考えづらい。

次に、休日の部活動の地域移行のみならず部活動全体の今後の在り方の協議に発展する可能性があり、本件調査実施の趣旨から外れてしまうこと、そして、部活動に関係する生徒、教員、保護者、外部指導者等の活動に不安を与えないためとの理由については、いずれもアンケート結果の公開とそれらの事象の発生との因果関係について弁明書に記載がないことから、公開することにより、明確に事務に支障を及ぼすという根拠がなく、理由としては採用しがたい。

よって、公開条例第7条第6号に該当するとの実施機関の主張は妥当ではない。

(3) 非公開決定の妥当性について

以上のことから、実施機関が、設問の一部について、アンケートの全ての記載を非公開とした処分は妥当ではない。

一方で、いみじくもアンケートにも記載されているように、「このアンケートに正直に回答することにより不利益が生じるのではないか」と考えている教員がいることも想定されるから、当該アンケートが公開条例第7条第6号に規定する事務支障が生じないと判断されるには、匿名性について一定の配慮がされているほうが望ましい。

よって、学校や教員の特定につながる記載、具体的には学校名や教員の氏名、学校の特定につながる部活動名等の情報については、特定に至らないよう第7条第6号を適用し、一部非公開とすることを妨げるものではない。

委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年6月6日	諮問書を受理した。
7月26日	審査庁から弁明書を受理した。
8月31日	審査庁から反論書を受理した。
10月10日	諮問の審査（1回目）を行った。
11月17日	諮問の審査（2回目）を行った。
12月25日	諮問の審査（3回目）を行った。
令和6年2月6日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第 275 号
件 名	「住民票の写し交付請求書 令和 5 年 6 月 1 日～令和 5 年 10 月 2 日」 の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	住民票の写し交付請求書 令和 5 年 6 月 1 日～令和 5 年 10 月 2 日
不 開 示 理 由	法第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）
実 施 機 関	浜松市長（南区・区民生活課）
諮 問 期 日	令和 5 年 10 月 31 日
答 申 期 日	令和 6 年 2 月 14 日
主 な 論 点	法第 78 条第 1 項第 2 号を理由に部分開示としたことの妥当性について
1 委員会の結論 浜松市長が、住民票の写し交付請求書の一部について、特定の個人を識別できることを理由として、不開示としたことは妥当である。 2 委員会の判断 審査請求の趣旨から、法第78条第1項第2号ただし書口の適用があるとの主張をしているものと推察されるため、その件について検討した。 法第78条第1項第2号ただし書口が適用し得るかどうかについては、処分庁が主張するとおり、不開示により保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量し、判断されるべきと解するのが妥当である。 審査請求人は、証明書交付請求者が第三者による住民票請求のために請求書に添付した借用書が捏造されたものであると主張している。 確かに審査請求人の主張が事実であれば、不当な方法により審査請求人の住民票が取得されており、財産が脅かされる可能性があるから、その保護のために、ただし書の適用を認め、開示請求者以外の個人情報を開示することも考えられる。 しかし、審査請求人は、捏造された旨を審査請求書上で主張するだけで、捏造された借用書であると判断するに足る資料を提出していないことから、その真偽を現時点で処分庁が判断することは困難である。 一方で、証明書交付請求者は、住民基本台帳法に則り、適法な手続を経て住民票の交付を受けているのであるから、この者の個人情報を保護しなくてもよい理由は見当たらず、現時点で両者の権利を比較衡量すれば、証明書交付請求者の権利を保護せざるを得ない。	

委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 10 月 31 日	諮問書を受理した。
11 月 13 日	審査庁から弁明書を受理した。
12 月 11 日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。

12 月 25 日	諮問の審査を行った。
令和 6 年 2 月 6 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順